生活困窮者等家計改善支援事業

智頭町と連携のもと、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、生活の再生に向けたお手伝いをします。

［家計改善支援事業対象者］

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方で、家計収支のバランスが取れていないなど家計に問題を抱えている方が対象です。

◇多重債務や、過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
◇収入より生活費が多く、お金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
◇収入が少ないが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人　など

なにをお手伝いしてもらえるのですか？

◇家計の状況を「見える化」することで相談者自身が課題を把握し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出せるようお手伝いします。
◇ともに目標を立て、「家計再生プラン」を作成し、家計の再生に向けて歩き出すためのお手伝いをします。
◇相談者が自ら家計を管理していけるようにお手伝いします。

ささえーるでは、行政、関係機関等（法テラス・弁護士・医療機関・民生児童委員・福祉サービス事業所等）と連携をとり、あなたの暮らしを支え、応援していきます。

お気軽にお問合せください

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
権利擁護センター
あんしん相談センター
ささえーる
〒689-1402
鳥取県八頭郡智頭町智頭 1875 番地
保健・医療・福祉総合センターほのぼの内
TEL:0858-75-3772　FAX:0858-75-0025

社会福祉法人　智頭町社会福祉協議会

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会
権利擁護センター

あんしん相談センター
ささえーる

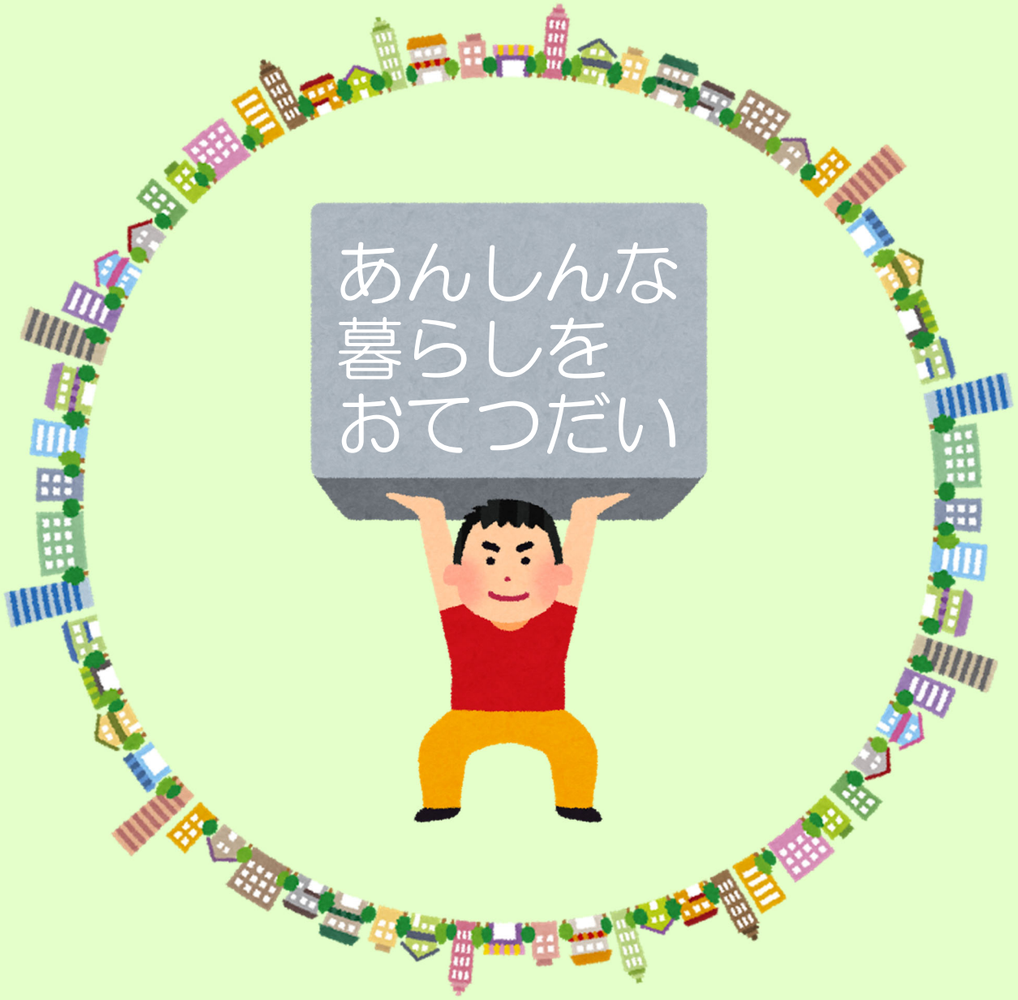

社会福祉法人　智頭町社会福祉協議会

あんしん相談センター「ささえーる」では、
その人の自立を助け、
住みなれた地域、施設や病院などで
安心して生活が送れるよう
お手伝いをします。

日常生活自立支援事業

契約を通じて福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理等（法律行為はできません）をお手伝いします。

[利用対象者]

町内に居住地がある、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等が対象です。

◇福祉サービスをどのように利用していいのか困っている方
◇日常生活上のさまざまな契約を自分一人で判断するのに不安のある方
◇預貯金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払方法に不安のある方など

なにをお手伝いしてもらえるのですか？

① 福祉サービスの利用援助
◇自分に合った福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

② 日常的金銭管理サービス
◇預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやり取りをお手伝いします。

③ 書類など預かりサービス
◇大切な通帳や印鑑、証書などを安全な場所で預かります。

利用料は？

◇1 時間以内　／　1，２００円　（以降３０分ごとに６００円）
◇書類など預かりサービスは、月額２００円
◇生活保護世帯は無料です。

成年後見（法人後見）事業

智頭町社会福祉協議会が法人として「成年後見人等」をお受けします。法人が受任することで多様なニーズに応えることができ、長期的で安全な支援が可能になります。

[利用対象者]

町内に居住地があり、判断能力が衰え、財産管理や生活支援(※身上監護)を必要とする方。また紛争性がなく、高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方が対象です。

成年後見（法人後見）制度とはなんですか？

認知症や知的・精神障がい等によって、自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に、「家庭裁判所」により選任された人（成年後見人等）が自分に代わって、自分の思いを大切にしながら決めてくれたり、アドバイスをする制度です。

判断能力の程度に応じて「補助」「保佐」「後見」の３つの類型に分けられます。

- 成年後見制度
  - 法定後見
    - 補助･･･判断能力が十分でない
    - 保佐･･･判断能力が著しく不十分
    - 後見･･･判断能力が常に欠けている
  - 任意後見
    - 判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、公正証書により任意後見人と委任する内容を決めておきます。

成年後見（法人後見）事業でできることは？

生活に関する支援（身上監護）※直接介護は含まれません
◇介護サービスや施設入所するときの契約、入所後の異議申し立てなど
◇年金や社会保険の手続き　など

金銭に関する管理（財産管理）
◇預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
◇公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払い　など

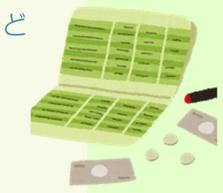

利用するのに費用はかかるの？

報酬が必要です。１年に１度、家庭裁判所が本人の資力に応じてその金額を定め、本人の資産から支払います（東京家庭裁判所が示す報酬額のめやすは月額基本２万円です）。本人の資産が乏しい場合は、智頭町の成年後見制度利用支援事業により、助成を受けられる場合があります。

日常生活自立支援事業から成年後見（法人後見）事業へ移行することも可能です

日常生活自立支援事業 → 本人との契約をもとに支援します（判断能力が必要です） → 判断能力が低下したら → 成年後見法人後見事業 → 家庭裁判所に申立て ⇨ 智頭町社協が後見等受任 ⇨ 法律にもとづいて生活支援をします